

区分	議案等の名称	概要説明
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	スクールバス運転中の物損事故の損害賠償額 (賠償額 114,730円)
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	スクールバスに乗車中の負傷に対する損害賠償額 (賠償額 38,710円)
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	スクールバスに乗車中の負傷に対する損害賠償額 (賠償額 36,370円)
報告第4号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車運転中の物損事故の損害賠償額 (賠償額 193,000円)
議案第1号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 (R4.2.20施行)	<p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●別表第5の改正 ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による計画認定申請に係る添付書類の改正 改正前：適合証 改正後：確認書等又はその写し ②①により審査時間が増加することに伴う手数料額の改正 ※一戸建て住宅の場合 改正前：8,000円 改正後：14,000円 ③容積率緩和の特例許可に係る手数料を新たに規定 ④その他所要の改正